

# 10月から実施 医療制度改正

## 70歳以上の現役並み所得者の方の窓口負担割合の見直し

高齢受給者証及び老人保健受給者証をお持ちの方のうち、現役並み所得者（課税所得145万円以上）の方の、医療機関の窓口負担割合が変更となります。

平成18年9月まで2割負担



平成18年10月から3割負担

## 高額療養費の見直し

### <70歳未満の方の場合>

	自己負担限度額（1ヵ月あたり）
上位所得者（年間所得が600万円超）	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 【83,400円】
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
低所得者	35,400円 【24,600円】

※【 】内の金額は、多数該当（過去12ヵ月の間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当する）の場合の自己負担限度額

### <70歳以上の方の場合>

	外来（個人ごと）	自己負担限度額（1ヵ月あたり）
現役並み所得者（課税所得145万円以上）	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
一般	12,000円	44,400円
低所得 (住民税非課税)	Ⅱ	24,600円
	I（年金収入80万円以下等）	15,000円

※【 】内の金額は、多数該当（過去12ヵ月の間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当する）の場合の自己負担限度額

### <70歳未満の上位所得者の方で人工透析を受ける場合>

70歳未満の方のうち上位所得者（年間所得が600万円超）の方で、特定疾病受療証を医療機関に提示して人工透析を受ける場合の自己負担限度額が20,000円に変更となります。

## 現金給付の見直し

いなべ市国民健康保険の現金給付を下記のとおり変更します。

出産育児一時金

平成18年9月まで30万円



平成18年10月から35万円

葬 祭 費

平成18年9月まで3万円



平成18年10月から5万円

## 入院時生活療養費の創設

**対象者** 療養病床に入院する70歳以上の方

**自己負担額** 1日あたり … 1,700円

内訳 ① 食 費（食材料費および調理コスト相当額） … 1食あたり 460円  
② 居住費（光熱水費相当額） … 1日あたり 320円

### 自己負担額の軽減措置

① 所得の状況による軽減

	生活療養標準負担額（1日あたり）
現役並み所得者および一般	1日につき320円(居住費) + 1食につき460円(食費)
低所得Ⅱ（住民税非課税）	1日につき320円(居住費) + 1食につき210円(食費)
低所得Ⅰ（年金収入80万円以下等）	1日につき320円(居住費) + 1食につき130円(食費)
老齢福祉年金受給者	1日につき0円(居住費) + 1食につき100円(食費)

② 病状の程度や治療の内容による軽減

難病患者の方や、人工呼吸器や中心静脈栄養等を必要とする医療の必要性の高い状態の方、さらには、回復期リハビリテーション病棟等に入院している方については、これまでどおり、食費（食材料費相当額）のみの負担となります。

〔問〕北勢庁舎 保険年金課 T72-3829 F72-3334